

建設局事業における残地取得の取扱方針

令和6年4月1日

東京都の事業の施行に伴う損失補償基準第54条の2（残地の取得）の取扱いは、下記のとおりとする。

- 1 残地は原則として取得せず、局事業等で有効利用が図れると認められるときにのみ取得する。
- 2 土地所有者から残地の取得を要求されたときは、次の各号の全てに該当するかを確認する。
 - 一 当該残地がその利用価値の著しい減少等のため、従来利用していた目的に供することが著しく困難になると認められるとき。
 - 二 当該残地を取得しないことが土地所有者の生活再建上支障となると認められるとき。
なお、土地所有者の生活再建上支障となると認められるときとは、残地に利用上の制限が生ずることにより、残地を他の者に処分することが困難となると認められるときをいう。
- 3 前記2を確認した上で、次の各号のいずれかによる取得後の残地の有効利用を検討する。
 - 一 残地を事業用地として有効利用する。
 - 二 その他、確実に有効利用が図れると認められる方法による。
- 4 有効利用が図れると判断した場合は、残地を含めて土地所有者との間で土地売買契約を締結する。
- 5 課税上の取扱いは、取得後の有効利用の方法等も含めて個別に所轄税務署との協議による。